

公益財団法人 明治安田厚生事業団における利益相反の管理に関する規程

(趣旨)

第 1 条 公益財団法人 明治安田厚生事業団（以下、「当事業団」という。）は、国民の疾病予防・健康増進に関する学術団体であり、この研究の充実、推進及びその普及を図ることを目的としている。当事業団は、個人や社会が抱えている健康課題の把握とその解決策を探究し、その成果を現場での実践活動や政策化を通して社会に還元することを目指している。当事業団の職員は、当事業団の目的を達成するために、企業等の団体と共同で研究を実施する等の連携を行う機会が増加している。その結果、学術団体の責務として求められる公明性、中立性と個人の利益とが衝突・相反する状態が生じ得る。このような状態が「利益相反（Conflict of Interest : COI）」と呼ばれるものである。責務と利益の衝突は、疾病予防・健康増進の研究や普及啓発を企業等と連携し進めていくうえにおいても必然的・不可避的に生じることであり、学術団体はこの利益相反状態を適切に管理していくことが重要である。そのため当事業団では、利害関係が想定される企業等の関わりにおいて、学術団体として社会に対する説明責任を果たしていくため、職員が遵守すべき利益相反に関する指針を策定し示すものとする。

(目的)

第 2 条 当事業団は、研究の推進を図り、その成果の普及及び活用の促進に係る事業活動を積極的に推進するものである。本規程は、その際に発生する利益相反を適切に管理することにより、学術団体として社会的信頼を維持・確保するために社会への説明責任を果たすとともに、職員等が安心してより活発な活動及び関連領域との連携の推進を図ることができるよう、必要な環境を整備することを目的とする。

(本規程の対象者)

第 3 条 利益相反状態が生じる可能性がある以下の対象者（以下、「対象者」という。）に対し、本規程が適用される。

- (1) 当事業団の職員（役員、研究員、事務職員、非常勤職員等）
- (2) 当事業団が受け入れた他機関所属の客員研究員等
- (3) 当事業団が発行する学術誌「体力研究」等へ論文を投稿する者

(本規程の対象となる活動)

第 4 条 当事業団が行うすべての事業活動に対して本規程を適用する。特に、学術大会、講演会、研究会等での発表、学術誌及び書籍等の発行、教育研修に関する活動、市民に対する普及啓発活動などを行う場合は、社会的影響力が強いことから、その発表者等には特段の本規程遵守が求められる。

(対象者の責務)

第 5 条 対象者の責務は以下のとおりとする。

- (1) 重大な利益相反状態の回避

すべての対象者は、研究の実施過程、研究結果やその解釈などの公表内容、科学的な根拠に基づくガイドラインやマニュアルなどの作成について、その研究の資金提供者や企業の恣意的な意図に影響されてはならず、また影響を避けられないような契約を資金提供者等と締結してはならない。

(2) 利益相反状態の申告

対象者は、学術大会等及び学会誌等で発表をする場合、発表内容等に関連する利益相反状態について、細則で定める COI 自己申告書に記載された基準を超える場合には、利益相反の状況を所定の様式に従い、申告するものとする。当事業団の役員（理事長、理事、監事）及び研究所長は、当事業団の事業活動に対して重要な役割と責務を担っており、当該事業に関わる利益相反状況について、就任した時点で当事業団の細則にしたがい所定の書式で自己申告を行なうものとする。また、就任後、新たな利益相反状態が発生した場合には、当事業団の細則にしたがい修正申告を行うものとする。なお、自己申告及び申告された内容については、申告者本人が責任を持つものとする。具体的な開示・公開方法は、対象活動に応じて別に細則に定める。

(関係者の役割)

第 6 条 関係者の役割は以下のとおりとする。

(1) COI 委員会の役割

COI 委員会は、以下の役割をもつものとする。

- ① COI 状態にある職員個人からの質問、要望への対応（説明、助言、指導を含む）
- ② COI の管理ならびに啓発活動及びその企画・広報に関すること
- ③ 職員の COI 申告に関する疑惑が生じた時の調査活動、関係する施設・機関との情報交換、調査活動の結果に応じた改善措置、勧告及び処遇の提案に関すること
- ④ COI 規程・細則の見直し、改定に関すること

(2) 常任理事会の役割

常任理事会は、当事業団の事業が遂行されるうえで重大な利益相反状態が生じた場合、あるいは利益相反の自己申告が不適切であると COI 委員会が認めた場合、常任理事会の審議に基づいて、COI 委員会から提案された改善、勧告及び処遇の措置を決定し、指示することができる。

(3) 編集委員会の役割

編集委員会は、当事業団の刊行物での論文、総説、短報、資料、レポート、編集記事、意見等の発表に際し、本規程に反する発表が投稿された場合には掲載を差し止める等の措置を講ずることができる。この場合、速やかに発表者に理由を付してその旨を通知する。本規程に違反していたことが当該論文等の掲載後に判明した場合は、当該刊行物などに編集委員会委員長名でその旨を公知することができる。なお、これらの措置の際に編集委員会委員長は、必要に応じて COI 委員会に相談、あるいは常任理事会に諮問し、その答申に基づいて改善措置等を指示することができる。

(4) その他

その他の委員会等の委員長は、それぞれが関与する事業に関して本規程に反する事態が生じた場合には、速やかに COI 委員会に報告しなければならない。

(規程違反者に対する措置と説明責任)

第 7 条 規程違反者に対する措置及び説明責任は以下のとおりとする。

(1) 規程違反者に対する措置

常任理事会は、COI 委員会の報告に基づき、本規程に違反する行為に関する審議を行う。常任理事会で審議した結果、重大な規程違反があると判断した場合には、当事業団の定款に従い、措置を講ずることができる。

(2) 不服の申立

被措置者は、当事業団に対し不服申立をすることができる。当事業団の理事長は、これを受理した場合、速やかに常任理事会で審査をし、協議したうえで、その結果を不服申立者に通知する。

(3) 説明責任

当事業団は、自らが関与する場所で発表された研究の成果について、重大な本規程の違反があると判断した場合は、直ちに常任理事会の協議を経て社会に対する説明責任を果たさねばならない。

(細則の制定)

第 8 条 常任理事会は、本規程を運用するために必要な細則を制定することができる。

(規程の改正)

第 9 条 本規程は、社会的要因や産学連携に関する法令の改正、整備ならびに医療及び研究をめぐる諸条件に適合させるため、COI 委員会で定期的に見直しを行い、経営会議の協議を経て、常任理事会の決議により改正することができる。

附則

(施行期日)

第 1 条 本規程は 2019 年 2 月 28 日より施行する。